

入札公告

庁舎等維持管理業の委託契約に係る条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

令和7年2月27日

福島県会津若松建設事務所長 野地 重和

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 福島県宮下土木事務所警備業務委託
- (2) 業務内容 入札説明書、契約書(案)及び仕様書(案)のとおり
- (3) 履行期間 令和7年4月1日（火）から令和12年3月31日（日）まで。ただし、翌年度以降この契約に係る予算の減額又は削減があった場合、委託者はこの契約を解除できるものとする。
- (4) この業務は、施行令第167条の10第2項に基づく最低制限価格を設定しない。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

- (1) 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告の日から入札の日までの間に福島県から福島県庁舎等維持管理業務入札参加資格制限措置要綱（平成20年8月6日付け20文第1610号総務部長通知）に基づく入札参加資格の制限措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続き開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続き開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 福島県の庁舎等維持管理業務入札参加有資格者名簿（令和6・7年度分の警備業務）に登録されている者であること。
- (5) 本店、支店又は営業所を会津若松建設事務所管内に有する者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

- (1) 本件入札においては、開札後に入札参加資格の確認を行うため、事前の入札参加申請手続等は要しない。

- (2) 開札後、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者（同額の場合はくじ引きにより先順位となった者）に係る入札参加資格を確認するものとする。
- (3) 当該者の入札参加資格が確認できなかった場合は、当該者以外の者で予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者（同額の場合はくじ引きにより先順位となった者）に係る入札参加資格を確認するものとし、確認できなかった場合は以下同様に行うものとする。

4 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

財務規則第 249 条第 1 項第 4 号の規定に基づき入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合には入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の 100 分の 3 に相当する額を納めなければならない。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第 229 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

5 入札の無効

2 の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す「1 1 入札心得」に違反した入札は、無効とする。

6 入札に係る手続等の期間又は期日、場所等

項目	期間又は期日	場所等	提出方法等
契約書(案)、仕様書(案)、入札説明書等の配布	令和 7 年 2 月 27 日(木)～令和 7 年 3 月 19 日(水)	福島県会津若松建設事務所ホームページ又は 福島県大沼郡三島町大字宮下字水尻 1108 福島県宮下土木事務所総務課	—
契約書(案)、仕様書(案)等に関する質問受付	令和 7 年 2 月 27 日(木)～令和 7 年 3 月 5 日(水)午後 5 時 15 分まで	〒969-7511 福島県大沼郡三島町大字宮下字水尻 1108 福島県宮下土木事務所総務課 FAX : 0241-52-2532 メールアドレス : miyashita.doboku@pref.fukushima.lg.jp	左記の場所へ郵送、ファクシミリ、電子メール又は持参 質問は必ず「入札説明書」で指定する様式で行うこと。

回答予定日	令和7年3月6日(木)	福島県会津若松建設事務所ホームページ	※入札前に必ず回答の有無及び回答内容を確認すること。
入札及び開札	令和7年3月21日(金) 午前10時～	〒969-7511 福島県大沼郡三島町大字宮下字水尻1108 福島県宮下土木事務所 1階会議室	左記の場所へ持参 ※入札の前に入札参加資格の確認を行うため、「入札説明書」で指示する「入札参加資格確認通知書」等を必ず持参すること。 ※郵便、電報、電送その他の方法による入札は、不可とする。 ※入札は必ず「入札説明書」で指定する様式で行うこと。「入札説明書」において示す「11 入札心得」に違反した入札は、無効とする。

7 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、令和7年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

8 その他

(1) 入札書の作成方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

※ 「入札説明書」において示す「11 入札心得」に違反した入札は、無効とするため、必ず「入札説明書」で指定する様式で入札すること。また、当該「11 入札心得」(9)サにより、入札執行者が求める入札等の全部又は一部を提出しない者が入札した入札は無効とするため、当該様式に漏れ等がないよう記載し、かつ、様式において掲げる項目及び条件等については、変更又は削除などを行わないこと。

(2) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) その他

詳細は、入札説明書による。

9 問合せ先

福島県宮下土木事務所 総務課

電話 0241-52-2312

FAX 0241-52-2532

電子メール miyashita.doboku@pref.fukushima.lg.jp

担当 丹野